
名南経営 国際税務・労務情報 2014/5/1 (No.8)

【発行】名南コンサルティングネットワーク

【発行日】月2回(第1・第3木曜日)

【発行責任】税理士法人名南経営 事業開発部 佐分和彦

株式会社名南経営コンサルティング

人事労務コンサルティング事業部 服部英治

【HP】

<http://www.meinan.net>

<http://www.meinan-tax.or.jp/>

<http://www.meinan.biz/>

【本社】名古屋市中区錦二丁目4番15号 ORE錦二丁目ビル

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

税理士法人名南経営の加藤秀樹です。

税理士法人名南経営および株式会社名南経営コンサルティングでは、”名南経営国際税務・労務情報”を発行しております。税務・労務の国際情報を一体的にお伝えし、今まで以上に皆様にご満足いただけるサービスコンテンツの提供を行ってまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

※配信先の変更や配信停止を希望される方は、下部の案内をご覧ください。

.....

■本日のメニュー

【1】国際税務コラム

『ASEAN、物流の近代化』

【2】国際税務コラム

『外国の消費税』

【3】国際税務コラム

『代表者の常駐義務と個人所得税』

【4】セミナーのご案内 2014年5月15日(名古屋)

『中小企業が外国人雇用をする上で押さえておきたい労務管理の基礎知識』

【5】セミナーのご案内 2014年6月27日(名古屋)

『これからのベトナム進出 進出を取り巻く状況と今後の展望』

.....

【1】国際税務コラム『ASEAN、物流の近代化』

4月14日～4月18日まで、約4ヶ月ぶりにベトナム・ハノイを訪問してきました。滞在中は工業団地を視察し、日本企業約150社を顧問先に持つ

ーカルNo. 3の会計事務所を訪ね、日越一体的なサービス企画を一緒にできないかと打ち合わせをしてきました。

街は相変わらず縦横無尽のバイクばかりですが、車がずいぶん増加しているように感じます。あの混雑した街中でフェラーリに遭遇した際には、いろんな意味で驚きでした。

こうした輸入新車を乗り回すには、一部例外を除き倍程の関税を負担し通関手続きを経ることになるのですが、この4月からベトナムの通関業務が大きく近代化をしています。

日本の通関システムNACCSをベースに開発された「VNACCS」が、4月1日より各税関支局に段階的に導入され6月下旬までに順次全土への導入となります。

このシステムの稼働により、通関手続きが半日程度まで短縮されるといいます。そして、ペーパーレス化、貿易コストの削減や慣れたシステムを使える利点に加え、電子的処理による透明性向上や、‘不透明な手数料’の要求減少も期待されるようです。

このシステムの目指すゴールは、ベトナム以外にも近代化の遅れる国々へ導入してゆき、2015年のASEAN域内関税の撤廃にむけ各国のシステムを統合し、ASEAN域内での共有・標準化された貿易と通関手続きを実現し、ASEANを実務的に単一の市場・生産拠点とすることで輸出競争力を高めることにあります。

港湾、道路、空港などインフラ整備に加え、システムの近代化により物流コスト削減、ASEAN地域経済の活性化を期待できるのではないのでしょうか。

税理士法人名南経営 事業開発部 佐分和彦

【2】国際税務コラム『外国の消費税』

日本では平成元年4月1日に消費税が3%で創設され、平成9年4月1日に5%、平成26年4月1日に8%へと引き上げられました。さらに平成27年10月1日には10%になる予定です。

海外出張した際に、海外で消費税や付加価値税を支払うことがありますが、日本以外の主要各国の消費税率について簡単ですがまとめてみました。

	標準税率	食料品に対する税率
イギリス：	20%	0%
フランス：	19.6%	5.5%
ドイツ：	19%	7%
中国：	17%	17%
韓国：	10%	10%
ベトナム：	10%	10%
タイ：	7%	7%

インドネシア：	10%	10%
香港：	0%	0%
マカオ：	0%	0%
日本：	8%	8%

比較してみると、欧州地域、すなわちイギリス、フランス、ドイツでは、標準税率が比較的高めですが、食料品は低めになっています。欧州以外の地域では標準税率が比較的低めで食料品に対する税率と同じです。

いずれ、これらの国々でも標準税率が上がり、食料品に対する税率はイギリス、フランス、ドイツなどと同様に低めに抑えられるという流れになっていくかもしれません。

海外出張時にホテル代や業務上の支出を現地で行った場合にVAT（付加価値税）を支払うこととなりますが、この場合、還付請求が可能です。

外国税務当局に申請する方法・還付の条件は国によってまちまちです。手続きは簡単でなく、限られた時間で処理をすることは難しいかもしれません。

こうした場合には付加価値税還付の申請代行業者を利用することもできます。

税理士法人名南経営 事業開発部 加藤 秀樹

【3】国際税務コラム『代表者の常駐義務と個人所得税』

ベトナム法人の法的代表者、会長（出資者の代表者）や社長はベトナムに常駐しなければなりません。そして、ベトナム法人の法的代表者が30日以上ベトナムを不在とする場合には、その権利及び義務を書面にて他の者へ委任しなければなりません。法的代表者は、契約書などにサインをする権利を有する者となります。

ベトナムに進出される企業の中には、日本本社の社長がベトナム法人の社長を兼任され、ベトナム法人の法的代表者となる事例も多く存在します。このような場合、ベトナム法人の法的代表者は、常にベトナムを不在にすることとなります。ベトナム法人の運営には、法的代表者の委任状が必要となります。

一方、代表者といっても、駐在員事務所の所長には常駐義務はなく、不在時にも書面にて権利及び義務を委任する必要はありません。

代表者が不在時のベトナムにおける法人や駐在員事務所の運営は、委任状を作成するなどして行うことができます。しかし、不在であるからといって、ベトナムにおける個人所得税の納税義務を免れることはできないという税務の問題があります。

通常、いわゆる183日ルールをクリアしていれば、ベトナムにおいて個人所得税の納税義務はありません。ベトナムにおいて、この183日ルールの免税適用を受けるには、ベトナム税務当局に書面申請してその適用を認めてもらうことが必要となります。しかし、代表者がこの免税適用を受けることは、実務上、困難となっています。後に税務調査などで指摘された場合、最大で納税

額の3倍の罰金が科されることとなります。

ベトナム非居住の場合であっても、代表者のベトナム個人所得税納税にはご注意ください。

株式会社名南パートナーズ ハノイ駐在員事務所長 盛田 信

【4】セミナーのご案内 2014年5月15日（名古屋）
中小企業が外国人雇用をする上で押さえておきたい労務管理の基礎知識

■ 開催要領

講師：株式会社名南経営コンサルティング
人事労務コンサルティング事業部 社会保険労務士 佐藤 和之
日時：2014年5月15日（木）14:00～16:00（受付開始13:30～）
会場：名南経営本社セミナールーム
（名古屋市中区錦二丁目4番15号 ORE 錦二丁目ビル5階）
定員：40名
受講料：無料

◆◇◆お申し込み及び詳細はこちらからお願いします◆◇◆

<http://www.meinan.net/seminar/11436/>

【5】セミナーのご案内 2014年6月27日（名古屋）
これからのベトナム 進出を取り巻く状況と今後の展望

■ 開催要領

講師：株式会社名南パートナーズ
ハノイ駐在員事務所長 盛田 信
日時：2014年6月27日（金）14:00～15:30（受付開始13:30～）
会場：名南経営本社セミナールーム
（名古屋市中区錦二丁目4番15号 ORE 錦二丁目ビル5階）
定員：40名
受講料：無料

◆◇◆お申し込み及び詳細はこちらからお願いします◆◇◆

<http://www.meinan.net/seminar/11983/>

[編集後記]

税理士法人名南経営の加藤秀樹です。

確定申告が終わり、3月決算の繁忙期となる5月です。5月といえば、藤の花がきれいですね。私は地元の天王川公園の藤まつりを真っ先に思い出すのですが、一見の価値はあります。ゴールデンウィークにでも足を伸ばされてはいかがでし

ようか。

津島市観光協会：

http://www.tsushima-kankou.com/festival/fuji/fuji_festival.html

税理士法人名南経営 加藤秀樹

最後までお読み頂き、ありがとうございました。

▽購読解除・登録内容変更を希望される方

meinan-bd@meinan.net へメールにてご連絡ください。

▽これから配信を希望される方

meinan-bd@meinan.net へ企業名、お名前、メールアドレスを記載のうえメールにてお申込みください。次回配信日より配信させていただきます。

▽ご連絡・ご質問、ご意見・ご感想 お待ちしています。

meinan-bd@meinan.net へメールにてご連絡ください。

■税理士法人名南経営 国際税務支援メニュー

- 海外勤務者・在日外国人に係る税務相談
- 非居住者に対する源泉徴収関係相談
- 外国税額控除の適用に関するサポート
- 租税条約の適用に関するアドバイス
- 国際取引に係る消費税相談
- 移転価格税制に関するアドバイスや支援
- 過小資本税制に関するアドバイスや支援
- 海外子会社の設立支援
- 海外子会社の経営計画作成支援
- 海外子会社の経営相談
- 日本の親会社の海外子会社管理支援 等

■株式会社名南経営コンサルティング 国際労務支援メニュー

- 海外赴任諸規程の作成支援
 - 海外赴任者の給与設定
 - 海外赴任前研修
 - 海外赴任関連手続代行
 - 国際人事労務相談顧問（セカンドオピニオン）
 - 中国現地法人の各種規程・書式作成支援 等
-

免責事項：掲載情報の正確性には十分注意しておりますが、実際と異なる記載がございましたら上記【お問い合わせ】よりご一報ください。
